

米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約の制定 米代川圏域流域治水協議会規約の改定

令和4年9月
能代河川国道事務所

米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (案)

(名称)

第1条 本会の名称は、「米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」とする。(以下、「協議会」とする。)

なお、本協議会は、水防法(昭和24年法律第193号・平成29年改正)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、米代川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(作業部会の構成)

第4条 協議会に作業部会を置く。

2. 作業部会は、別表2の課に所属する者又は別表2の職にある者をもって構成する。
3. 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 作業部会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とする。
5. 事務局は、第2項によるもののほか、作業部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の課に所属する者又は別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施

し、情報の共有を図る。

- 1) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は報道機関に原則として公開する。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2. 作業部会は原則非公開とする。

(協議会資料等の公開)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等については、協議会の了解を得て非公開とすることができる。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 協議会及び作業部会の事務局は、能代河川国道事務所 調査第一課及び秋田県建設部 河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

〈別表1〉

【案】

米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員

構成員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	小坂町長	
	藤里町長	
	八峰町長	
	上小阿仁村長	
	秋田県	総務部 危機管理監
	秋田県	建設部長
	気象庁	秋田地方気象台長
	秋田内陸縦貫鉄道(株)	代表取締役社長
	国土交通省	東北運輸局 鉄道部長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会作業部会 構成員

構成員	能代市	総務部 総務課
		都市整備部 道路河川課
	北秋田市	総務部 総務課
		建設部 建設課
	大館市	総務部 危機管理課
		建設部 都市計画課
	鹿角市	総務部 総務課
		建設部 都市整備課
	小坂町	総務課
		建設課
	藤里町	生活環境課
	八峰町	総務課
		建設課
	上小阿仁村	住民福祉課
		建設課
	秋田県	総務部 総合防災課
	秋田県	建設部 河川砂防課
	気象庁	秋田地方気象台
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	運輸部
	国土交通省	東北運輸局 総務部
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 調査第一課

米代川圏域流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第1条 「米代川圏域流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、米代川圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 米代川圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、能代河川国道事務所 調査第一課及び秋田県 建設部 河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。
令和3年1月25日に一部変更し施行する。
令和3年3月12日に一部変更し施行する。
令和4年3月10日に一部変更し施行する。
令和4年〇月〇日に一部変更し施行する。

〈別表1〉

米代川圏域流域治水協議会 ~~委員~~ 構成員

構成員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	小坂町長	
	藤里町長	
	八峰町長(オブザーバー)	
	上小阿仁村長	
	秋田県	総務部危機管理監
	秋田県	農林水産部長
	秋田県	建設部長
	秋田内陸縦貫鉄道(株)	代表取締役社長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局長
	農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北運輸局 鉄道部長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川圏域流域治水協議会 幹事会 ~~委員~~ 構成員

構成員	能代市	総務部 総務課防災危機管理室長
	能代市	都市整備部 都市整備課長
	能代市	都市整備部 下水道課長
	北秋田市	総務部 総務課長
	北秋田市	建設部 建設課長
	北秋田市	建設部 都市計画課長
	大館市	総務部 危機管理課長
	大館市	建設部 都市計画課長
	大館市	建設部 下水道課長
	鹿角市	総務部 総務課長
	鹿角市	建設部 都市整備課長
	鹿角市	建設部 上下水道課長
	小坂町	総務課長
	小坂町	建設課長
	藤里町	生活環境課長
	八峰町(オブザーバー)	総務課長総務課 防災まちづくり室長
	八峰町(オブザーバー)	建設課長
	上小阿仁村	住民福祉課長
	上小阿仁村	建設課長
	秋田県	総務部 総合防災課長
	秋田県	農林水産部 農地整備課長
	秋田県	農林水産部 森林整備課長
	秋田県	建設部 河川砂防課長
	秋田県	建設部 下水道マネジメント推進課長
	秋田県	建設部 都市計画課長
	秋田県	建設部 建築住宅課長
	秋田県	鹿角地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	鹿角地域振興局 農林部 森づくり推進課長
	秋田県	鹿角地域振興局 農林部 農村整備課長
	秋田県	鹿角地域振興局 建設部 保全環境課長
	秋田県	北秋田地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	北秋田地域振興局 農林部 森づくり推進課長
	秋田県	北秋田地域振興局 農林部 農村整備課長
	秋田県	北秋田地域振興局 建設部 保全環境課長
	秋田県	山本地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	山本地域振興局 農林部 森づくり推進課長
	秋田県	山本地域振興局 農林部 農村整備課長
	秋田県	山本地域振興局 建設部 保全環境課長
	秋田内陸縦貫鉄道(株)	運輸部長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局 秋田水源林整備事務所長
	農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課長
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署 総括森林整備官
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署 総括治山技術官
	気象庁	秋田地方气象台 防災管理官
	国土交通省	東北運輸局 鉄道部次長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長

「米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」に関する傍聴規程(案)

1. 「米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」は公開とする。
2. 協議会の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴会場に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、会議で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。